

第1条

第2条

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年9月17日付け8農産第5863号農産園芸局長
通達）3（1）ウ及び3（2）エ